

# 委託仕様書

## 1 件名

APAF（アジア舞台芸術人材育成部門）制作運營業務委託

## 2 目的

公益財団法人東京都歴史文化財団（以下、「当財団」という。）では、東京芸術祭の一環としてアジアの舞台芸術のワークショップ等を通じ、舞台芸術専門家等の相互理解と文化交流を促進するとともに、舞台芸術の創作水準を高め、新しい表現の創造につなげることを目的とした APAF（アジア舞台芸術人材育成部門）を実施する。

## 3 委託内容

- (1) 国際共同クリエーション業務
- (2) 国際共同制作ワークショップ及びラップアップ、アートキャンプ業務
- (3) 上記(1)(2)に伴う広報業務（チラシ作成およびWEBサイトの随時更新、報告書用原稿作成等）
- (4) その他、上記業務に付随する業務全般

各業務内容の詳細については、別添1「事業計画概要」、別添2「委託条件」のとおり。なお前年度の実績については、別添3「平成29年度事業実施概要」のとおり

## 4 個人情報の取り扱い、情報セキュリティ及び事故等の対応

- (1) 個人情報の保護の重要性に照らし、委託業務の実施に当たっては、別添4「個人情報の取扱いに関する特記事項」に則りその取り扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。
- (2) 個人情報の取扱い及び情報セキュリティについて体制が整っていることを確認するため、契約締結時に受託者においてこれらを定めたプライバシーポリシー等

の規定や情報セキュリティに関する安全管理措置（マニュアル）等を提出すること。

- (3) 個人情報の漏えい及び情報セキュリティに関する事故を含め、事業に係る事件・事故・苦情等が発生した場合には、速やかに当財団へ報告すること。また、契約締結後速やかに当財団と調整し、緊急事態発生時の連絡体制を作成すること。

## 5 履行場所

当財団の指定する場所

## 6 契約期間

平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

## 7 支払方法

支払いは月毎とし、月毎の業務報告書の提出を受け履行確認した後に、受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

## 8 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9 契約情報の公表について

東京都の指導により、契約件名、御社名及び契約金額等を、決算の公表に合わせて、当財団のホームページで公表する。

10 その他

- (1) 必要に応じて当財団と随時打ち合わせ等を行うこと。
- (2) 本委託仕様書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、協議の上、決定すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、この仕様書によるほか法令等を十分に遵守すること。

11 担当

公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京

企画室企画助成課企画係 佐藤

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-28 九段ファーストプレイス8階

電話 03-6256-8431

FAX 03-6256-8828